

基本的 施策の 体系	主な施策	第4次計画期間中のひとり親支援施策の動き (新たな取り組み)	本県のひとり親家庭を取り巻く現状		課題
			支援施策の実施状況	R⑤富山県ひとり親家庭等実態調査	
1 相 談 ・ 情 報 提 供 機 能 や 広 報 啓 発 の 充 実 強 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員（14名）の活動促進</li> <li>母子・父子自立支援員等の資質向上</li> <li>ひとり親家庭等に対する支援施策の広報、周知及び相談機会の充実</li> <li>県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）を中心とした相談体制の強化</li> <li>専門的な相談に対応するための相談体制の充実</li> <li>民間団体との連携による相談体制の充実</li> <li>非常時における情報提供体制の強化</li> </ul>	令和2年度～5年度 <<情報提供>> ・ひとり親支援ナビの設置（R④） ・ひとり親実態調査時やスーパー等で、相談窓口・支援制度紹介リーフレットを配付（R⑤） <<相談体制>> ・女性のつながりサポート事業（女子サロン等）の実施（R③） 令和6年度 <<相談体制>> ・ひとり親家庭向け生活支援講習会（セミナー、個別相談会）の開催 ・女性相談職員専門研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>母子・父子自立支援員</b> 相談件数：年間5千件前後を推移 相談内容：経済的支援に関することがもともと多く（約6割）なかでも、福祉資金・児童扶養手当関連が多い。</li> <li><b>女性相談支援センター</b> 相談件数：年間7千件前後を推移 相談内容：DVが最も多く5割程度である。</li> <li><b>母子・父子自立支援員研修会等の開催</b> ・母子・父子自立支援員研修会（年3回）開催 ・女性相談支援センターによる女性相談職員専門研修やDV被害者支援セミナーなどの開催</li> <li><b>女性のつながりサポート事業</b> ・民間団体との連携により、孤独や不安を抱える女性を対象に、居場所づくりや相談・支援を実施 ここでつながる女子サロン（年8回定期開催） 参加人数：R③170人 R④207人 R⑤296人</li> <li><b>ひとり親支援ナビを活用した情報提供等</b> ・ひとり親が受けられる支援をまとめたwebサイトを設置し、情報発信を実施 ・サイトに申請フォームを設置し、ひとり親家庭応援事業（長期化するコロナの影響等により大きな困難に直面するひとり親家庭に1万円相当の県産食品等を配付）のオンラインでの申請受付を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>困ったときの相談相手</b> ・「家族（母51.4%、父51.1%）」、「友人・知人（母55.8%、父33%）」が多く、<b>公的な相談窓口の利用割合は低く、認知度も半数程度</b>。 ・「相談相手が欲しい」が、父で17%、母4.1%となっている。</li> <li><b>生活上の不安や悩み</b> ・「生活費」「子育て・教育」「仕事」「自分や家族の健康」など、抱えている課題は多岐にわたっている。 ・「相談相手がいない」ことが、<b>不安や悩み</b>と回答したのが、父で10.2%、母で3.8%あった。</li> <li><b>福祉関係制度や施設を利用しない理由</b> ・「支援の内容や利用方法がわからない（母47.7%、父43.4%）」「収入等の条件を満たさず支援が受けられない（と思う）（父44.7%、母27.5%）」が高くなっている。</li> <li>&lt;&lt;自由記載&gt;&gt; ・知らなかったから利用できなかった制度が多数あると思う。もっと情報提供してほしい。 ・離婚届提出時や医療費助成の更新時に制度の周知や声かけがあったらよい。 ・パンフレットなど難しい専門用語が多くてわかりづらい。 ・自身が受けられる支援・制度・相談窓口を知る機会が少なく、窓口の方の対応もバラつきがあるように感じる。 ・窓口対応で深く傷ついた。親身になってもらえなかった。もっと寄り添ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な媒体や機会を活用した相談窓口・支援施策の<b>継続的な周知</b>が必要</li> <li>対象となる支援制度に加え、支援内容や利用方法について、<b>利用者の立場に合ったわかりやすい周知</b>が必要</li> <li><b>民間団体と連携した相談しやすい環境づくりや相談機会の充実</b>が必要</li> <li>母子・父子自立支援員等ひとり親家庭の相談・支援を行う職員への<b>継続的な研修</b>が必要</li> </ul>
		就業相談・就職支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等就業・自立支援センター等による親及び子どもの就業支援</li> <li>母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施</li> <li>女性のチャレンジ支援事業の実施</li> <li>女性就業支援センターによる支援</li> </ul>	令和2年度～5年度 【国】母子家庭等就業・自立支援センターの対象に離婚を検討している方を追加（R5） 令和6年度 【国】母子家庭等就業・自立支援センターの所得要件（児童扶養手当受給相当）の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>母子家庭等就業・自立支援センターの相談</b> ・相談件数は、<u>近年減少している</u>。 R③411件 R④306件 R⑤98件 ・相談内容は、「転職」がもともと多い。 ・就業希望者に対する採用決定率は約5割で推移</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>雇用形態</b> ・約9割以上のひとり親が就業しており、「<b>正社員・正職員</b>」の割合が<b>最も高い</b>（母（約6割）、父（約8割））が、<b>母子世帯の母では、「臨時・パート」が次に高く、約3割</b>となっている。</li> <li><b>年間就労収入（本人）</b> 母子世帯の母： <b>200万円未満が38.5%</b>（H④45.9%）、特に「<b>臨時・パート</b>」の場合は、<b>75.3%</b>を占めている。 父子世帯の父： 400万円以上が46.3%（H④25.0%）</li> <li><b>転職希望</b> ・就業している者のうち、7割前後（母69.8%、父75.6%）が「現在の仕事を続けたい」と考えている。 ・転職を希望する理由は、「<b>収入がよくない</b>（母34.7%、父64.7%）」が<b>最も高</b>くなっており、収入の安定的な確保が求められている。</li> <li><b>仕事に関して求める支援策</b> ・「<b>ひとり親世帯に対する雇用主の理解</b>（母40.3%、父42.0%）」が最も高く、次いで、「<b>技術・資格取得の支援</b>（母26.8%、父22.7%）」となっている。</li> <li>&lt;&lt;自由記載&gt;&gt; ・講習会があっても仕事で行けず、仕事を变えたくても時間も資格もない。 ・子育てを優先しパート勤務、時間的に少し余裕ができた時には、年齢的に転職先が見つからない。 ・こどもに障害がある。体調をくずしやすいため思うように仕事にもいけず、理解ある会社に転職を考えている。 ・職業訓練や資格取得支援の充実を希望したい。高等職業訓練給付金制度の対象期間を伸ばしてほしい。 ・所得制限で受けられない制度やサービスが多いが、就業支援でもう少し幅広く受け入れがあると嬉しい。</li> </ul>
2 就 業 支 援 の 積 極 的 推 進	就業に向けた能力開発支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援</li> <li>就業支援講習会等の実施</li> <li>職業訓練を受けやすい環境の整備等</li> <li>「ものづくり女性」育成訓練事業の実施</li> </ul>	令和2年度～5年度 【国】高等職業訓練給付金の対象拡充（6か月以上の修業を要する民間資格）（R③（R⑥に恒久化）） 【国】自立支援給付金の一部上限額引上げ（R④） 令和6年度 【国】自立支援給付金の所得要件（児童扶養手当受給相当）を撤廃、要件に自立支援プログラム等の策定を追加など 【国】高等職業訓練促進給付金等の所得要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自立支援給付金</b> 年間15名前後が利用</li> <li><b>高等職業訓練給付金</b> ・年間60名前後給付金を受給 ・年間約20名が修了・資格を取得</li> <li><b>就業支援講習会</b>（母子家庭等就業・自立支援センター）、<b>就業技術講習</b>（サンフォルテ）等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>一般事業行動計画策定への支援</b></li> <li><b>起業などに関する情報提供</b></li> <li><b>ハローワーク等の紹介により母子世帯の母等を雇い入れた事業主</b>に対し助成金を支給</li> </ul>	
	就業機会創出のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ</li> <li>一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大</li> <li>ひとり親等の起業に対する支援</li> <li>公的機関や福祉施設等における雇用促進</li> <li>ハローワーク等と連携した就業支援</li> </ul>				
	生活困窮者の自立に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>富山県東部生活自立支援センター</b>や市において、自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金の支給等を実施</li> </ul>		

基本的 施策の 体系	主な施策	第4次計画期間中のひとり親支援施策の動き (新たな取り組み)	本県のひとり親家庭を取り巻く現状		課題
			支援施策の実施状況	R⑤富山県ひとり親家庭等実態調査	
3 子 育 て ・ 生 活 支 援 策 の 充 実 強 化	子どもを安心して育てられ、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進	令和2年度～5年度 【国】 子どもの生活・学習支援制度に、大学等受験料や模擬試験費用の補助が追加 (R⑤)	○ 延長保育や一時預り、病児・病後児保育を実施が ○ 放課後児童クラブ開設か所数増加 ○ 子ども食堂の設置箇所数は年々増加 ○ ひとり親家庭子育てサポート事業の利用人数の増 ○ ひとり親家庭等生活向上 (子どもの生活・学習支援) 事業の参加人数の増	○ <b>仕事に関して求める子育て・生活支援</b> ・ <b>母子世帯の母</b> 「放課後児童クラブ (学童保育) の充実 (22.7%)」「病時・病後時保育の充実 (21.5%)」が高い。 ・ <b>父子世帯の父</b> 「夜間・休日保育の充実 (20.5%)」「家事育児支援のホームヘルパーの派遣 (18.2%)」が高い。 ○ <b>子どもに関する悩み</b> ・母子、父子世帯とも「 <b>教育・進学</b> (母57.9%、父50%)」、次いで「 <b>しつけ</b> (母23.0%、父28.4%)」の順に高くなっている。	○ 子どもの <b>学習や進学</b> のための支援の充実が必要 ○ 希望する働き方ができる <b>子育て・生活支援の充実</b> が求められている。 ○ 修学資金など <b>子どもの教育等の支援制度</b> の情報提供が必要
	生活に関する支援	令和2年度～5年度 【国】 ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度の創設 (R③)	○ 日常生活支援事業の実施 ○ 県営住宅へ毎年20世帯程度の新規入居 ○ 償還免除付「ひとり親家庭等住宅支援資金貸付」を毎年10～20名の利用 ○ 母子生活支援施設での支援を実施	○ <b>自由記載</b> ・お金や品物ではなく、フルタイムなどしっかり働きたいので、人の支援をしてほしい。 ・子どもの学習支援が地域ごとにあれば利用しやすい。 ・生活のためWワークをしているが、週末に学童に預けると高い。地域的に預けられる学童を選ぶことができず、費用も一般の家庭と同じであり苦しい。	
	身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進	令和2年度～5年度 【国】 ひとり親家庭住宅支援資金貸付の所得要件を緩和	○ ひとり親家庭等に対して相談に応じたり、適切な機関へつなぐ等の支援ができるよう研修を実施		
	・ 民生委員・児童委員等による支援の推進 ・ 母子寡婦福祉団体活動や地域行事等への参加促進				
4 養 育 費 確 保 及 び 面 会 交 流 の 推 進	・ 弁護士等による特別相談の充実 ・ 身近な相談員による養育費、面会交流相談の充実 ・ 養育費取得、面会交流に関する情報提供と社会的気運の醸成 ・ 面会交流に係る個別支援の実施	令和2年度～5年度	○ 弁護士による養育費の取決め等の法律相談 毎月第3土曜 (予約制) ○ 面会交流支援事業研修の実施 ○ 面会交流に係る個別支援の実施 ○ 養育費に関する研修への参加	○ <b>養育費について</b> ・現在の養育費受給状況は、 <b>母子世帯は約5割、父子世帯は1割に満たない</b> 。 ・「取決めあり」は母子世帯で約7割、父子世帯で約4割だが、取決め方法は、 <b>文書 (債務名義あり) は、「取決めあり」の母子、父子世帯の5～6割程度</b> にとどまっている。 ・取り決めをしない理由は、「 <b>相手に支払う意思や能力がないと思ったから</b> 」が最も高い (母：約3割、父：約4割)。 ○ <b>親子 (面会) 交流</b> ・「現在、面会交流を実施している」のは <b>母子・父子世帯とも約4割</b> となっている。 ・面会交流をしていない (「したことがない」を含む) 理由 ①「 <b>相手が面会交流を求めてこないから</b> 」 (母48.3%、父54.8%) ②「 <b>子どもが会いたがらないから</b> 」 (母36.2%、父41.9%) と高くなっているが、「 <b>第三者による面会交流の支援を受けられないから</b> 」が、 <b>母子世帯で1% (父子世帯0)</b> あった。 ○ <b>自由記載</b> ・養育費の未払について家裁に相談したが、個人で対応しきれないほどの量と細かく設定された書類があり、弁護士を入れて手続きに1年以上かかった。 ・養育費の見直しや面会交流など、調停時の専門家同席費用への支援など身近に寄りそってもらえる制度があるとよい。 ・共同親権が不安。選択できるとよい。	○ 養育費や、親子交流について、 <b>離婚前からの情報提供</b> が必要 ○ ひとり親家庭の生活の安定に向け、 <b>養育費の履行確保に向けた支援の検討</b> が必要 ○ <b>安全、安心な親子交流支援</b> が求められている。
		令和6年度 【国】 親子 (面会) 交流支援の所得制限の撤廃 ・ 離婚前後の親支援講座の開催			
5 経 済 的 支 援 の 推 進	・ 児童扶養手当の支給 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・ 母子世帯等援護資金の貸付 ・ ひとり親家庭等医療費助成の実施 ・ 多子世帯等に対する支援の拡充 ・ 高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施 ・ 非常時における各種支援制度の活用	令和2年度～5年度 【国】 母子父子寡婦福祉資金 (修学資金) の対象経費に、修学期間中の生活費を追加 (R②) 【国】 修学支援新制度の創設 (R②) 【国】 児童扶養手当と障害年金の併給調整見直し (R②)	○ 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成の実施 いずれも受給者数 (対象者数) は、年々減少 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付金額が増加傾向 ○ コロナ禍、物価高騰等による影響を踏まえ、特別給付金等を支給	○ <b>生活上の最も大きな不安や悩み</b> ・母子、父子世帯とも、「 <b>生活費</b> 」が最も高く (母61.9%、父59.1%)、次いで、「 <b>子育て・教育</b> 」 (母36.2%、父40.9%) となっている。 ○ <b>行政に対して希望すること</b> ・母子、父子世帯とも、「 <b>子どもの進学の際の授業料の無償化や給付型奨学金の充実</b> 」が最も高く (母子70.9%、父子63.6%)、次いで、「 <b>公的年金・児童扶養手当などの充実</b> 」 (母子45.5%、父子47.7%) となっている。	○ 児童扶養手当や母子父子寡婦貸付金制度制度等に関して、 <b>継続的な情報提供と制度の活用</b> の促進が必要 ○ 修学資金など <b>子どもの教育等の支援制度</b> の情報提供が必要 (再)
		令和6年度 【国】 児童扶養手当の拡充 (所得制限見直し、多子加算増額) ・ 私立高等学校生徒奨学補助金 (入学金、授業料) について、ひとり親、多子世帯への補助を拡充 ・ 保育料について、第3子以降無償化			

